

# PFI推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

## 【要望の必要性】

地域における新たなビジネス機会の拡大や経済好循環を実現するとともに公的負担の抑制を図るために、PFI推進機構※1を活用して、PFI事業※2の案件形成を進める必要がある。そのため、機構はPFI事業へ出融資を行うために十分な財産基盤を維持する必要がある。

※1：株式会社民間資金等活用事業推進機構 ※2：コンセッション事業等の利用料金収入のあるPFI事業等

## 【要望結果】

株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。

## 【要望の効果】

年間9,000万円の税負担が軽減される見込み。

(算出根拠)

- ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000円 × 税率0.5% = 100,000,000円
- ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率0.5% = 10,000,000円
- ③ ① - ② = 90,000,000円

## 【経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太方針)(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)】

公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、(中略)民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。これにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を目指す。

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋)】

地域経済好循環の実現に向けて、地域におけるPFI事業を推進するため、民間資金等活用事業推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能を積極的に活用し、地域におけるPFI事業の大幅な掘り起こしを進める。

## 【未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)】

インフラ整備の手法として、民間資金等活用事業推進機構も活用しながら、公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの積極的な活用を図る。

## 【支援事例：秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業】

- ・所在地：栃木県佐野市(人口約12万人)
- ・機構融資額：5,000万円(北越銀行、足利銀行と共同融資)
- ・支援先SPC：佐野ハイブリッド発電株式会社  
(代表企業：(株)大原鉄工所(本社：新潟県))
- ・民間資金の呼び水効果：10.6倍

